

審議関係資料

1 対象者の範囲

No.	区分	那覇市	浦添市	導入済み39他府県			
				最頻	最小	最大	
1	視覚障害	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	
2	聴覚障害（聴覚）	対象外	4級以上	3級以上	対象外	3級以上	
3	聴覚障害（平衡機能）	5級以上	5級以上	5級以上	3級以上	5級以上	
4	音声言語機能障害	対象外	対象外	対象外	対象外	3級以上	
5	肢体不自由（上肢）	2級以上	2級以上	2級以上	2級以上	4級以上	
6	肢体不自由（下肢）	6級以上	6級以上	6級以上	4級以上	6級以上	
7	肢体不自由（体幹）	5級以上	5級以上	5級以上	3級以上	5級以上	
8	脳原性運動機能障害（上肢機能）	2級以上	2級以上	2級以上	2級以上	4級以上	
9	脳原性運動機能障害（移動機能）	6級以上	6級以上	6級以上	3級以上	6級以上	
10	内部障害（心臓機能障害など）	4級以上	4級以上	4級以上	3級以上	4級以上	
11	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上	4級以上	4級以上	対象外	4級以上	
12	知的障害	A2以上	A2以上	A2以上	A1以上	A2以上	
13	精神障害	1級以上	1級以上	1級以上	対象外	2級以上	
14	高齢者	対象外	要介護1以上	要介護1以上	要介護5以上	要支援1以上	
15	難病	特定疾患医療受給者	対象	対象	対象	対象外	対象
16		特定医療費(指定難病)受給者	対象外	対象外	対象	対象外	対象
17		小児慢性特定疾患医療受給者	対象	対象	対象	対象外	対象
18	妊産婦	産前	対象外	妊娠7ヶ月～	妊娠7ヶ月～	妊娠7ヶ月～	母子手帳取得～
19		産後		～産後6ヶ月	～産後3ヶ月 ～産後1年	～産後3ヶ月	～産後2年
20	けが人等歩行困難者	対象外	対象	対象	対象外	対象	

【導入済み他府県調査の結果】

(1) 対象者の範囲についての課題

- ・ 対象者の範囲が広く、駐車区画が不足している(10団体)
- ・ 対象者の範囲外となる方からの不満、範囲外だが配慮が必要な方への対応(7団体)
- ・ 診断書による申請(けが人等)→判断基準が曖昧、手続が煩雑、申請者の負担。(5団体)
- ・ 相互利用を実施している他の団体と対象者の範囲が一致していない。(2団体)
- ・ 妊産婦関係（申請が増加傾向、多胎児への対応）。(2団体)

(2) 制度導入後の見直し

- 対象を拡大(20団体)
 - ・ 難病を対象者に追加、難病の制度改正に伴う見直し。(8団体)
 - ・ 子育て支援の充実を図るため、妊産婦の対象範囲を拡大。(3団体)
 - ・ 障害者手帳による対象者の拡大。(2団体)
 - ・ けが等の歩行困難者の対象拡大。(2団体)
- 対象を縮小(1団体)
 - ・ 妊産婦の利用者が増加し、車いす利用者等の歩行困難者が利用できないといった苦情が多くなったため、妊産婦の対象範囲を縮小。(1団体)

2 有効期間

No.	区分	那覇市	浦添市	導入済み他府県		
				最頻	最小	最大
1	障害者・高齢者・難病	有効期間なし	5年	有効期間なし	5年	有効期間なし
2	けが人等歩行困難者	—	医師の診断書等による必要期間(最長5年)	医師の診断書等による必要期間(最長1年)	医師の診断書等による必要期間(最長1年)	医師の診断書等による必要期間(最長5年)

一時的なケガの場合は1年以内

【導入済み他府県調査の結果】

(1) 有効期間についての課題

- ・ 症状の回復が見込まれない方も更新手続きが必要としているため負担となっている。(1団体)
- ・ 有効期間を延ばしてほしいという意見がある。(1団体)
- ・ 有効期間が終了後の返却手続きが煩雑。(1団体)
- ・ 期間終了後も利用している人がいる。(1団体)

(2) 制度導入後の見直し

- 有効期間の延長、廃止(8団体)
 - ・ 利用者の負担軽減、利便性向上、事務手続の簡略化等を目的に有効期間を廃止、延長(8団体)
- 有効期間の短縮、設定(0団体)

3 ダブルスペース

【導入済み他府県調査の結果】

(1) ダブルスペースの導入

- ・ 導入している(28団体)
- ・ 導入していない(11団体) ⇒ うち、車いす利用者等からの要望あり(3団体)

(2) ダブルスペースを導入している場合の区画の種類

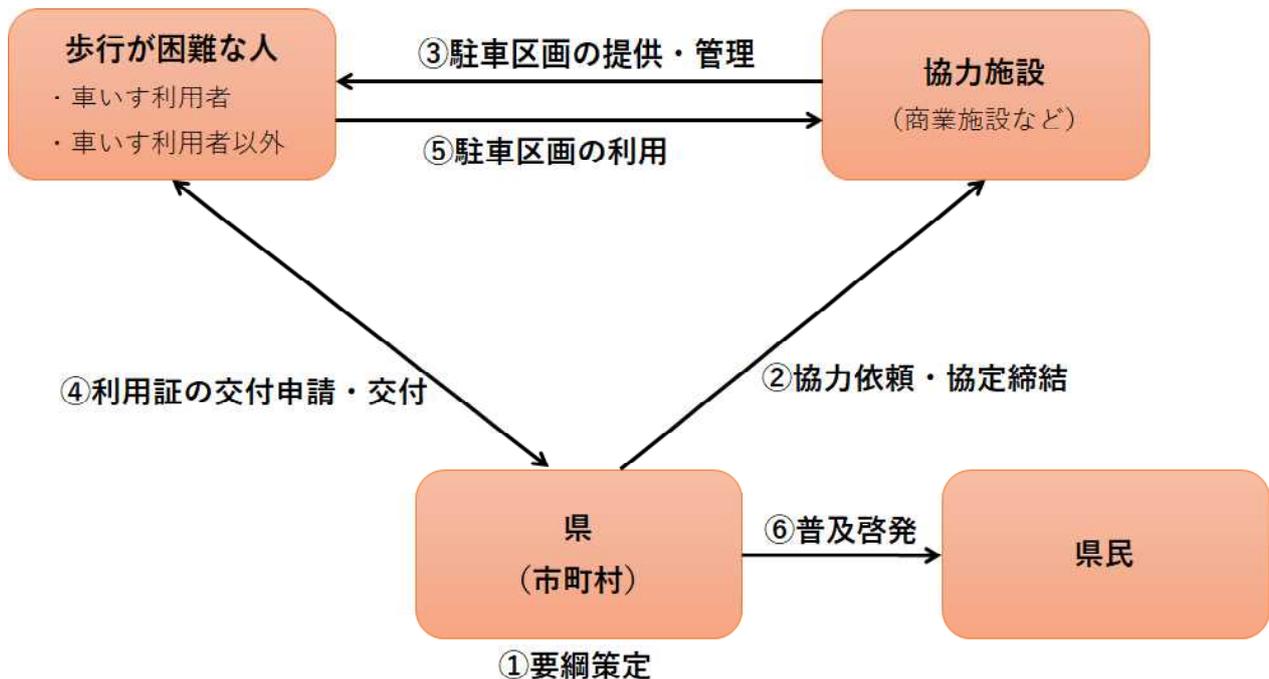
多くの団体で以下の2種類の区画を整備。

- ・ 3.5メートル幅以上の区画 ⇒ 車いす利用者等の優先(又は専用)
- ・ 3.5メートル幅未満の区画 ⇒ その他の制度対象者

(3) 3.5メートル幅未満の区画の設置根拠

- ・ パーキングパーミット制度の要綱・要領等(23団体)
- ・ まちづくり条例やその整備マニュアル(9団体)

4 制度導入後のイメージ



① 要綱策定

- 制度趣旨、バリアフリー法・県福まち条例との関係
- 対象者の範囲、有効期限
- 利用証の交付申請手続き
- 協力施設の募集、協定の締結
- 県、利用者、協力施設、県民の役割

② 協力依頼・協定締結

- 区画（3.5m幅以上／3.5m幅未満）の設置・提供・表示・管理
- 適正利用に向けた普及啓発、不適正利用者対応

③ 駐車区画の提供・管理

- 3.5m幅以上区画 ⇒（根拠）バリアフリー法、県福まち条例
- 3.5m幅未満区画 ⇒（根拠）要綱、協定書、福まち条例整備マニュアル等

④ 利用証の交付申請・交付

- 申請窓口 ⇒ 県及び市町村（要調整）
- 申請方法 ⇒ 窓口及び郵送

⑤ 駐車区画の利用

- 3.5m幅以上区画 ⇒ 車いす利用者優先（又は専用）
- 3.5m幅未満区画 ⇒ 車いす利用者以外

⑥ 普及啓発

- チラシ・リーフレットの作成配付、ポスター掲示等
- 関係機関（市町村、協力施設等）と連携、協力依頼